

平成 31 年度 朝霞荘指定居宅介護支援事業所 事業計画書

基本方針

- 1、要介護状態となった利用者が、可能な限り居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮いたします。
- 2、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から提供されるよう配慮いたします。
- 3、指定居宅介護支援の提供にあたって、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公平中立に行います。
- 4、事業の運営にあたっては、市、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

支援方針

- 1、人権尊重…個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の基本的人権を擁護し、地域社会、家庭においてその人権を侵害されることなく生活できるよう配慮いたします。
- 2、主体性の尊…利用者の主体性を尊重し、支援のすべての過程における利用者及び家族などの参加・意志の表明そして自己決定を促し、“安定した生活”“質の高い生活”が営めるよう配慮いたします。
- 3、公平性…どの人に対しても公平に対応し、利用者のニーズの性質や両に応じて、適切なサービスを利用できるよう配慮いたします。
- 4、中立性…利用者が必要とするサービスを提供する機関との関係において中立性を保ち、適切なサービスを利用できるよう配慮いたします。
- 5、社会的責任…公平であり、中立性があり、人権を尊重しどの利用者に対しても個別性に最大の配慮をした的確な支援をいたします。尚、各市町村ごとに取り組まれている総合事業について、情報収集につとめ関係機関とも連携し対応していきます。
- 6、個人情報の保護…業務に関し、知り得た利用者や家族の情報を、利用者・家族の同意なしに、また問題解決という目的のため以外に漏らすことはいたしません。

研修

介護支援専門員として、自己研鑽に努め資質の向上のため、各関係機関の開催する研修等に参加する。また、定期的に事業所内研修（年4回）を開催する。

4月…介護保険制度について

10月…困難事例について

7月…認知症について

1月…ケアプランについて